



長野県報

7月23日(月)
平成30年
(2018年)
第2993号

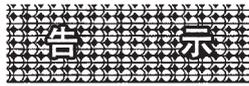
目次

告示

信州ものづくり産業投資応援条例に基づく製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域（産業立地・経営支援課）…………… 1

公告

建設業法に基づく処分（建設政策課）…………… 1
建設業の許可の取消し（建設政策課）…………… 2
特定調達契約に係る落札者の決定（高校教育課）…………… 7



長野県告示第462号

次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

平成30年 7月23日

長野県知事 阿部 守一

安曇野市穂高牧1856番1

産業立地・経営支援課

秋山 伸介

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業の全部

(2) 期間

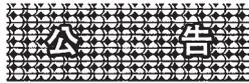
平成30年8月6日から平成30年8月8日までの3日間

4 処分の原因となった事実

有限会社ベストホーム信州は、平成19年4月10日をもって、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可が失効したにもかかわらず、平成29年12月に同項に違反して、同項ただし書に規定する軽微な建設工事に該当しない建設工事を請け負った。

このことは、建設業法第28条第2項第2号に該当する。

建設政策課



公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分を次のとおり行いました。

平成30年 7月23日

長野県知事 阿部 守一

1 処分をした年月日

平成30年 7月23日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

有限会社ベストホーム信州

長野市大字富竹708番地